

令和元年6月定例会会議録

令和元年豊郷町議会6月定例会は、令和元年6月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	辻 本 勇
2 番	中 島 政 幸
3 番	村 岸 善 一
4 番	高 橋 彰
5 番	高 橋 直 子
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	中 山 圭 史
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史

上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏
教 育 次 長	馬 場 貞 子
社 会 教 育 課 長	岡 村 浩 孝

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	山 口 昌 和
書 記	久 保 川 真 由 美

5、提案された議案は次のとおり

- | | |
|-------|--|
| 議第18号 | 豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 議第19号 | 専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例の一部を改正する条例） |
| 議第20号 | 専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 議第21号 | 専決処分につき承認を求めることについて（平成30年度豊郷町一般会計補正予算（第10号）） |
| 議第22号 | 専決処分につき承認を求めることについて（平成31年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）） |
| 議第23号 | 平成30年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 議第24号 | 平成30年度豊郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 議第25号 | 豊郷町特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第26号 | 豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第27号 | 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案 |
| 議第28号 | 令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第2号） |
| 議第29号 | 令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第30号 | 令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第31号 | 令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第32号 | 令和元年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 請願第2号 | 「消費税増税は中止」の意見書提出を求める請願書 |
| 発議第2号 | 議員派遣の件 |

北川議長 定刻より少し早いですが、これより会議を始めたいと思いますが、会議を始める前に、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたしました。町長、お願いいたします。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。定例会の貴重な時間の中、このように機会を与えていただきましてまことにありがとうございます。

このたびの町長選挙におきまして、多くの皆さん方のご支持、ご支援をいただき、4期目を迎えさせていただくことができましたこと、この場をおかりしまして町民の皆さん方に心から感謝申し上げ、御礼を申し上げます。

私たちがものの豊かさや、生活の利便性を求めてきた物質第一の社会から、心の豊かさを求め、子供や女性、高齢者や障害のある方など、社会的弱者をはじめ、町民一人ひとりが安心して暮らせる社会を構築し、また、人口減少社会の中で、安心して子供を産み育てることができる環境をつくるよう、この12年間、各種施策を実施してきたことが評価いただいたものと思っております。引き続き、皆さん方のご期待、思いをしっかりと受けとめさせていただき、この責任の重大さを痛感するとともに、重責を果たせるよう全力で取り組む決意を強くいたしております。また、新しく議員になられました辻本議員、高橋直子議員には心からご当選をお祝い申し上げます。おめでとうございます。豊郷町の発展のためにご活躍いただきますようご期待を申し上げます。

さて、5月から令和時代がスタートいたしました。本町におきましても新時代の幕開けとともに、10年間のまちづくりの基本方針である第5次総合戦略がスタートし、その中で掲げております、「皆でつくるまち」「安心のまち」「元気なまち」を理念として、「一生青春、みんなで安心、元気なまち」を実現するよう事業を実施していく所存でございます。具体的に申し上げますと、基本目標の1つ目の、子育て環境の強みアップでは、高校世代までの医療費の無料化や、小中学生の給食費の無償化など、従来から評価いただいている事業に加え、保育士確保による待機児童の解消に向けて、今まで以上に安心して子育ていただける町を目指してまいります。

2番目の目標である、全世代参加の地域共生力アップでは、価値観の変化に伴い希薄化してきたコミュニティの再生を目指して、いま一度お互いさまの精神を取り戻し、また、65歳以上は高齢者という概念から抜け出し、一生青春、一生現役で生活できるよう、各種の施策を行ってまいりたいと思っております。

3つ目の暮らしの安全・安心力アップでは、道路への歩道設置などの交通安

全対策を充実させるとともに、外出支援としてのすまいるたうんばすや愛のりタクシーの利便性の向上に努めてまいります。また、地域防災計画の見直しや防災倉庫の設置など、万一の災害に備えてまいります。

4番の、町の魅力と活力アップにつきましては、着実に知名度を上げてきましたとよ坊かぼちゃんの生産拡大や、ふるさと納税の返礼品を通じた農業と商業の振興、また、年々増加している観光客をさらに増加させるため、観光振興と情報発信に努めてまいります。

最後に、5番目の住民直結の行政力アップでは、ICTやAIなどを活用し、時代の変化に対応しながら住民皆さんの参画できる機会の確保に努め、また、持続可能な行政運営を推進するため、今年度から行政改革に着手する予定でございます。

さて、役場庁舎改築につきましては南海トラフ地震の発生が、今後30年間に80%の確率といわれており、また、議員の皆さん方の庁舎耐震化増改築整備検討特別委員会におきましても、役場庁舎の整備促進を図ることを求める決議をいただいております。また、市町村役場機能緊急保全事業も期間が限られており、この事業の活用、今日まで説明いたしました仮設庁舎の有無と住民負担の軽減を図るとともに、早期に取り組んでまいりたいと思っております。2040に向け、国の方では市町村のあり方が議論をされておりますが、豊郷町といたしましては第5次総合計画に基づき、10年先を見据えたさまざまな施策を実施しながら、町民の皆さんとともに、一歩先行く豊郷町の実現に邁進してまいりたいと考えております。

引き続き、議員の皆さん方にも希望に満ちた豊郷を目指す両輪として、ともに手を携え、地方創生の取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。私の一端を述べさせていただきました。どうもありがとうございます。

北川議長

町長、ありがとうございます。

これより、令和元年6月第2回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、令和元年第2回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時03分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒

ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

日程第1、議席の変更を行います。

今回、新たに当選された高橋直子君ならびに辻本勇君の議席に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席を変更いたします。変更した議席はお手元に配付しました議席表のとおりとし、現在着席されているとおりでございます。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、辻本勇君、2番、中島政幸君を指名いたします。

日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月17日までの13日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

北川議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月17日までの13日間と決しました。

日程第4、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法第235条の2、第3項の規定により、平成31年2月から平成31年4月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されておりますから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおりあらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

日程第5、諸般の報告を行います。今回新たに当選された高橋直子君を、委員会条例第7条第4項の規定により、予算決算常任委員会、文教民生常任委員会及び改良住宅境界線工事等に関する特別委員会委員に、辻本勇君を予算決算常任委員会、総務産業建設常任委員会及び改良住宅境界線工事等に関する特別委員会委員に指名をいたしましたので、ご了承願います。

日程第6、諸般の報告として議長公務、一部事務組合議会報告を行います。議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されております。お手元に配布されておるとおりですので、ご了承ください。

日程第7、諸般の報告として委員会報告を行います。議会広報常任委員会の報告を願います。村岸議会広報常任委員会委員長、報告願います。

村岸議会広報

常任委員長 議長。

北川議長 村岸委員長。

村岸議会広報

常任委員長 皆さん、おはようございます。それでは、議会広報常任委員会報告をいたします。

平成31年3月28日、滋賀県町村議会議長会主催の第42回地方議会広報研修会に参加いたしました。「読者目線で親切な広報誌をつくるには」と題し、1、編集体制として、取材から編集まで議員が参画する編集体制になっているか、また、住民の声を編集に反映させるための工夫ができていないか、2、企画編集としまして、記事内容、配置、流れ、情報量が住民ニーズと合致しているか、また、住民にわかりやすく伝わる内容が適切に掲載されているか、3、編集、デザインとして議会活動への関心を高めるコンテンツが充実し、また、読者の目を引く表紙デザインとなっているか、トップ記事がインパクトのある編集になっているか、読みやすい紙面、レイアウトになっているかなどについて講演があり、その後、議会だより第75号の表紙からページごとにクリニックを受けました。今回の研修を、今後の広報活動に生かしていきたいと思いません。

次に、平成31年3月13日に第1回目の議会広報常任委員会を開催し、議会だより第77号の発行日や今後の日程調整を行い、3月28日に第2回目の広報委員会を開催し、表紙の写真、校正、裏表紙等の役割分担を決めました。

4月9日に第3回目の広報委員会を開催し、一般質問や議決等への内容確認を行いました。

4月15日に第4回目の広報委員会を開催し、記事のレイアウトの確認や表紙の写真、記事と写真の整合性、タイトルと文章のつながりや誤字・脱字のチェックを行いました。

4月22日に第5回目の広報委員会を開催し、ページごとに最終チェックを行い、次号の役割分担等を行いました。また、今回寄稿いただきました雨降野の北川乙彦様にはご協力いただき、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

以上で、議会広報常任委員会報告を終わります。

北川議長 ご苦労さまでした。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第8、議第18号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 提案説明の前に一言御礼を申し上げます。

本日、令和元年第2回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。また、皆さん方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会には同意案件1件、条例改正案件5件、平成30年度豊郷町一般会計補正予算、平成31年度豊郷町一般会計補正予算ならびに令和元年度豊郷町一般会計補正予算、また各特別会計及び事業会計補正予算案件7件、その他案件2件の計15件の議案を提案させていただいております。

それでは、議第18号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

豊郷町監査委員のうち、識見の、豊郷町大字八町950番地、平塚誠監査委員には、精力的に監査事務に取り組んでいただき、適切にご指導を賜ってきたところではありますが、今般、任期満了となり、今後も監査委員としてご指導賜りたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会への同意を求めるものでございます。なお、任期につきましては地方自治法第197条に基づき、選任の日から4年間であります。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第18号の討論を行います。

討論はありますか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第18号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第18号は原案どおり同意されました。

日程第9、議第19号専決処分につき承認を求めることについて(豊郷町税条例の一部を改正する条例)および日程第10、議第20号専決処分につき承

認を求めることについて（豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 議第19号ならびに議第20号の専決処分につき承認を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

まず、議第19号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。今回の改正は、平成31年3月29日に公布されました地方税法の一部を改正する法律が4月1日から施行されることに伴い、豊郷町税条例の一部を改正したものであります。主な改正内容といたしましては、ふるさと納税制度の見直しに伴う寄附金税額控除、個人町民税の住宅特別借入金等、特別税額控除の控除期間を拡充、軽自動車税のグリーン化特例に伴う改正であり、それに伴う関係条文の修正となっております。

次に、議第20号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。今回の改正は、平成31年3月29日に公布されました、地方税法等の一部を改正する法律が4月1日から施行されることに伴い、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

主な改正内容といたしましては、国民健康保険税医療分の基礎課税額に係る課税限度額を、現行58万円から61万円に引き上げ、また、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減額を引き上げる改正でございます。いずれも平成31年4月1日施行であることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋直子議員。

高橋直子議員 それでは、議案第19号について質疑をいたします。税制が変わったということで、国に準じてということの説明を受けていますけれども、ふるさと納税についてなんですけれども、今、昨今ね、いろんな話題を呼んでいます。豊郷町ももちろんこのふるさと納税には加わっているんですけども、ふるさと納税そのものについての市町村議会の反応等はどうかんでしょうか。そして私たちの町の場合、この税制が変わることによってどのくらいの方の人数の方が影響を与えられるのかなどについて、説明をお願いします。

すみません、市町村云々というのがちょっと、私の説明不足かもしれませんがけれども、この制度は、本来は寄附行為が自主的に、大都会から地方に分散されるようにというのが趣旨だったと思うんですけれども、今やもう合戦になっていますよね。どのようなものを配るかとかいうのが今混乱をもたらしていますけれども、市町村会などでこの制度そのものを見直すべきじゃないとか、そういう論議があるのかどうかなどについて説明をお願いします。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 ふるさと納税制度について、市町村会で議論があるかないかというお尋ねだと思いますが、この制度は、要するにふるさとへの思いを託して寄附をする。この控除が1万円で2,000円ですか、そういう形のものがあります。これは大体3割を限度として、皆さんルールを守ってくださいよという形でされました。しかし、金さえ、寄附さえ集めたらよいという自治体があって、今日混乱をしているところでございます。これは幅広く、やっぱりそれぞれ、都会から田舎へ、1つのそういう思いを持っていただいて寄附していただくというのは1つの方法かなと思いますし、特に町村の場合はそういう思いが強く、ルールを守ってやりましょうということは、これは何回も、全国町村長が寄ったときに、皆さんに、ルールを守りましょうということをされているんですけど、もうテレビでご存じのように100億円還元セールとか、アマゾンのポイントつきとか、いろいろなことをされておりまして。これはやはりしっかりとルールを守って、そしてそのルールに基づいて、特にそういう町村の支援をしたいということをしていただくのが一番いいかなとは思っております。なかなか、交付税だけでは満遍なく町村の方には回ってきませんので、そういう制度で、豊郷町もしっかり対応はさせていただいておりますし、今後もこういうルールのもとにやるというのが制度ですから、今後も守ってやっていきたいと思っております。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋直子議員。

高橋直子議員 それでは再質疑をさせていただきます。

先ほど返答がなかったんですけれども、このふるさと納税制度、町民も、うちの町じゃなくて、よそにね、寄附している方もおられるとは思いますが、そういう人の割合とか、そしてこれが変わることによって、どのように

町民は受けとめていくのだらうなというのが疑問ですので、よろしくお願いたします。

企画振興課長 議長。

北川議長 企画振興課長。

企画振興課長 それでは、5番、高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

今年度の住民税のふるさと納税分に係る控除ですけれども、人数でいきますと96人で、500万円ほどの寄附をされておられます。影響としましては、ご承知のとおり4つほど、全国でできない自治体がありましたので、それ以外のところにされるか、やめはるか、それはもう個人の判断やと思いますので、あまり大きな影響はないと考えております。

以上です。

北川議長 高橋議員、再々質疑は。

高橋直子議員 ありません。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第19号の専決処分につき承認を求めることにつきましては、この専決処分によって、数字で、専決処分したことによって町内にどのような影響があるのか説明をお願いしたい。それから20号につきましては、制限額が58万円から61万円、それから軽減世帯が引き上げられたということですので、具体的に58万円から61万円に引き上げられたことで、この対象者が何人おられたのかということだけお答えをお願いします。

税務課長 議長。

北川議長 中山税務課長。

税務課長 鈴木議員の質疑についてお答えさせていただきます。

地方税法の、先ほどの19号の一部を改正する条例の影響なんですけど、ふるさと納税に伴いましては先ほどご説明された影響が出てくると思います。あと、大きなところでいいますと住宅ローン控除、町内の方で受けておられる方がいるんですけど、全体で約、前年度であれば30名の方が受けておられます。今年度も同様な形で受けられますと、10月1日以降から受けられる方は、消費税増税に伴う改正に伴っていますので、こちらの方が、10年間の延長から13年に延びますので、そちらの方で控除額が大きくなるという影響が出てくると思います。あともう1つ、軽自動車税のグリーン化特例に関する影響があるんですけど、こちら的大幅な影響は10月1日以降の条例改正で影響が出ると思う

んですが、今年度の軽自動車税につきましては期間の延長ということになっておりまして、2年間の期間延長を延ばしただけになっておりますので、またこれ、エコカー減税で、特例で貨物自動車の方だけですので、町内で調べましたところ、5台の方に影響があるんですが、税額に関しては影響が全くございませんので、報告させていただきます。

もう1つのご質問の、国民健康保険税の条例の関係なんですが、58万円から61万円への限度超過額に影響がある方が9名おられますので、そちらの方に影響が出ると思います。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第19号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第19号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

北川議長 全員起立であります。よって、議第19号は承認することに決定いたしました。

これより、議第20号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第20号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

北川議長 全員起立であります。よって、議第20号は承認することに決定いたしました。

日程第11、議第21号専決処分につき承認を求めることについて、（平成30年度豊郷町一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 議第21号、専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。専決処分いたしましたのは、平成30年度豊郷町一般会計補正予算(第10号)についてで、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ605万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額を45億3,540万9,000円とするものでございます。歳入では地方贈与税10万8,000円、利子割交付金33万2,000円、地方消費税交付金783万6,000円、自動車取得税交付金125万5,000円、地方交付税4,207万7,000円を追加し、配当割交付金7万6,000円、株式等譲渡所得割交付金67万9,000円、繰入金5,690万6,000円を減額するものであります。

次に歳出では、総務費402万1,000円を追加し、教育費1,007万4,000円を減額するものであります。補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では6ページ、款2地方贈与税から款7自動車取得税交付金につきましては、平成30年度各交付金と実績額に伴う増額及び減額について専決処分をいたしました。

次に歳出では、9ページ、款2総務費、項1総務管理費、目53公共施設等総合管理基金費は402万1,000円を増額して基金に積み立てるものであります。また、款10教育費、項5社会教育費、目8豊栄のさと施設費の節15工事請負費1,007万4,000円の減額は、駐車場拡張工事の執行残によるものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

高橋直子議員 はい、5番。

北川議長 高橋直子議員。

高橋直子議員 それでは議案第21号について質疑をさせていただきます。まず、6ページの款4、項1配当割交付金についてですけれども、事前にお伺いしたところ、株式に応じて国から返してもらうという説明を受けたんですけれども、この制度そのものの概要と、それから、これは減っているということは想定外だったのか、それともこんなものなのか質問します。

それから8ページ、この繰入金の説明が、財政調整基金繰入金に入れなくて済んだという説明ですけれども、豊栄のさとの駐車場関係のことかなと想定していますけれども、同じく、この次のページにあります豊栄のさと施設費の中の駐車場関係だと思えます。工事請負費、これは1,007万4,000円減額となっていますけれども、第2期工事の分だとお聞きしています。この減額に

なった背景、まず、業者が1期目と違うらしいんです。で、昨日の時点で業者名がわからなかったのが業者名、それから落札率、1期、2期合わせてあの駐車場についてはどのくらい、見込みと結果がどのように違ってきたのかなどの説明をお願いします。

以上です。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 皆さん、おはようございます。それでは、高橋直子議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

まず6ページ、配当割交付金の関係でございますが、配当割交付金と申しますのは、株式等の配当に応じて納められた税額をもとに市町村に交付されるものでございます。ですから当初予算から今回7万6,000円の減額となっておりますが、これは全て当初予算の部分で、また、今回の実績額に基づきますのも、全て国からの通知によるものでございまして、最終、3月25日の通知により確定したことから減額をしたものでございます。

また、繰入金につきましてでございます。繰入金につきましては先ほどおっしゃっていただきましたように基金からの取り崩しをした中等で賄った部分もでございますし、いわゆる繰入金を入れずに済んだということでございます。工事の内容につきましては担当課長の方から説明をさせていただきます。

以上でございます。

社会教育課長 議長。

北川議長 岡村社会教育課長。

社会教育課長 高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

第1期工事につきましては、落札業者は丸橋建設の豊郷営業所になります。落札額については3,300万円であります。続きまして第2期工事の落札業者につきましては彦根道路株式会社、豊郷営業所となります。落札額は2,280万円で、約69.5%であります。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋直子議員。

高橋直子議員 それでは工事請負費についてお尋ねします。パーセントを聞いて、69.5というのは、私の記憶する限り低い率だなと思うんですけれども、昨今こういう、70%までの工事の、競争でね、お仕事をさせていただいた例があるのかど

うか。1,007万も要らなかったというのは、町民にとってはとてもうれしいことだと思うんです。そのことで、丸橋さんのパーセントをもう一度お願いいたしますね。これを総合計したら、この駐車場に工事費だけで5,580万円かかったと、こういう認識でよろしいでしょうか。

社会教育課長 議長。

北川議長 岡村社会教育課長。

社会教育課長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

第1期工事の落札率については、今のところ手元に資料がございませんので、わかりません。69%という落札率につきましては工事業者の努力だと思っております。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第21号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第21号専決処分につき承認を求めることについて（平成30年度豊郷町一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

北川議長 全員起立であります。よって、議第21号は承認することに決定いたしました。

日程第12、議第22号専決処分につき承認を求めることについて、（平成31年度豊郷町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 議第22号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。専決処分いたしました平成31年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ921万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を45億921万6,000円とするものでございます。歳入では繰入金921万6,000円を追加するものであります。次に歳出では民生費921万6,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金921万6,000円は財政調整基金からの繰り入れであります。

次に歳出では6ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目3愛里保育園施設費921万6,000円は保育士に係る人材派遣委託料であります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋直子議員。

高橋直子議員 それでは、第22号議案について質疑をいたします。

6ページです。保育士人材派遣委託料とあります。二人の保育士を雇うという見込みの予算ですけれども、トータルで921万6,000円といいますと、私も現場にいましたけれども、とても高いというか、総合計がこれやと思うんですけれども、聞き取りに行きましたら、大体19万円から20万円ぐらいの月給で雇うという見込みなんですけれども、その差額が全部この業者にいくということ、委託先にメリットとしていくということなんでしょうか。

そして現在、現時点、この予算を目当てに努力なさっていると思うんですけれども、どんな見通しかというのと、それから、園も今まで勤めていただいた方とかに一生懸命声をかけてくださっていると思うんですけれども、何人ぐらいに当たって何人ぐらいがアウトだったんだという現実を、やっぱり私たちは知っていくべきだと思いますので、答弁をよろしくお願いします。

教育次長 議長。

北川議長 馬場教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるように人件費2人というので、921万6,000円は高いのではないかということなんですけれども、こちらにつきましては人件費のみではなくて、派遣していただいた紹介手数料というものも含んでおりますので、そのあたりをご理解いただきたいと思います。

それと、今後の見通しということなんですけれども、そちらにつきましては各園とも保育士の確保に向けて努力をしているところがございますので、しかしながら今現在人員が確保できていないということが現実でございます。

あと、人数につきましては園の方に確認してみないとわかりませんので、予算委員会の際にでも回答させていただきたいと思っております。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第22号専決処分につき承認を求めることについて質疑をいたします。

この件につきましては全協でもさまざまな議論がありました。現状でまだ保育士が確保できていないと、努力はされているがなかなか難しいということだったんですが、それはそれとしまして、もう1つは、基本的には、この際保育士を探すというのではなしに、保育士をどう育てていくかという抜本的な町としての対策を今後考えていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、今日の議題ではありませんが、これはこうといたしましても、これだけの措置をしてもまだ見つからないというのが率直な実情ですので、抜本的な対策を今後検討していく必要があるのではないかと思うんですが、その点だけちょっとお考えをお聞きしておきたい。

教育長 議長。

北川議長 堤教育長。

教育長 ただいまの鈴木議員さんの質疑の件についてお答えいたします。

今後、どういうふうに育てていくかというのは確かに大きな問題であると、課題であると私自身も捉えております。今年度、園長に神辺、そして副園長に、今までそこで、長年園長をしてきた者を副園長に据えて、これから新しい新任の保育士が来ますので、その育成も兼ねて指導していくというところ辺は1つの一端になるのかなということを私自身思っております。

若い女性の先生が多い中で、いろいろと産育休もとられる、その中で恒常的に保育士を確保していく、そのためには保育士の資質の向上も踏まえて研修、あるいは働きやすい職場というところ辺も今後取り組んでいきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第22号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第22号専決処分につき承認を求めることについて（平成31年度豊郷町一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第22号は承認することに決定いたしました。

日程第13、議第23号平成30年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第14、議第24号平成30年度豊郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 議第23号平成30年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についてならびに議第24号平成30年度豊郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成30年度豊郷町一般会計のうち、繰越計算書に記載の経営体育成支援融資主体型事業3,387万5,000円、担い手確保経営強化支援事業1,069万2,000円、公営住宅管理事業費862万2,000円を令和元年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたします。

また、議第24号平成30年度豊郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成30年度豊郷町下水道事業特別会計のうち、繰越計算書に記載の下水道建設事業費847万円を令和元年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告いたします。

北川議長 これで報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋直子議員。

高橋直子議員 それでは第23号について質疑をいたします。経営体育成支援融資主体型事業及び担い手確保経営強化支援事業、この2つについて、事業の説明と、繰り越しをしなければならなかった背景を説明してください。それから公営住宅管理事業費につきまして、862万2,000円上がっていますけれども、どのような内容を考えておられるのか説明をしてください。

それから第24号です。下水道建設事業費が未収入として423万5,000円上がっていますけれども、これの説明をお願いいたします。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず経営体育成支援事業、融資主体型事業の事業内容につきましては、9月に台風21号がありまして、この被害を受けた方々に対する支援事業でございます。繰り越し理由につきましては、ご存じのとおり、この台風21号、滋賀県はもとより近畿全体で被害がありました。この事業で、豊郷はパイプハウスの修繕等が多かったんですけれども、資材がなかなか入ってこないということで、まだ修繕が終わっていないところもたくさんありましたので、繰り越しをさせていただきます。

そして、担い手確保経営強化支援事業の事業内容につきましては、認定農業者の方で機械を購入する場合に限って2分の1の補助の事業でございます。繰り越し理由につきましては、国の30年度の追加補正でありまして、事業が、この予算の確定したのが3月の議会で承認していただいて、そこから交付申請なりを行うことになりましたので、事業が、この30年度に終わらないということでありましたので、繰り越しをさせていただいたということです。

以上です。

人権政策課長 議長。

北川議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 高橋議員の質疑にお答えさせていただきます。

住宅費862万2,000円につきましては公営住宅、宮ノ西24戸、佃10戸、大溝25戸、計59戸のブレーカー増設工事に伴うものでございます。

以上です。

上下水道課長 議長。

北川議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

特定財源の未収入については、財源は何かということをお聞きいただいておりますので、これにつきましては繰り越した事業費の2分の1の国庫補助金になります。

以上でございます。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋直子議員。

高橋直子議員 それでは第23号について質疑します。今、具体的に説明があったんですけれども、町民にとっては、こういうことはとても支援してほしいということで、喉から、とにかく大変喜ばしい事業かと思うんですけれども、認定農家への補助

となっていますけれども、小規模で、一生懸命家族経営でやっておられる方とか、そういう方には、これに準ずるような事業があるのでしょうか。

それから、申請された方は皆さん受け付けていただけているのかどうか、それをお願いします。何件ぐらいとか、件数とかをお願いします。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員の再質疑にお答えさせていただきます。

まず、小規模の農業者の方に、このような支援事業はないのかということですが、今のところ小規模の方にはこのような事業の補助はございません。また、受付件数ですけれども、担い手確保に関しましては6件の申請がありまして、2件採択されたということです。

以上です。

北川議長 ほかにありませんか。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋直子議員。

高橋直子議員 それでは再々質疑をさせていただきます。

6件中2件がこの事業に参加するということなんですけれども、後の4件は何かこう、審査基準があって、それに受け入れてもらえなかったのかどうかというのと、先ほど担い手の方も、何件ぐらいというのが抜けていましたので、お願いします。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 まず、件数の方なんですけれども、認定農業者の件数につきましては現在17件で、法人が8件、個人が9件でございます。あと、どういう基準で採択されたかということなんですけれども、まず、要望に基づいてポイントを、この機械を導入した場合にどういう効果が出るのかというポイントがありまして、そのポイントによって点数基準があって、そこで採択されるということでございます。

以上です。

高橋直子議員 担い手確保の方は何件ぐらいを想定しているのか。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

河合議員 担い手、聞いたやろ。6人あって4人が採択されなかったわけやんか。要望に基づくポイントやったんやろ。担い手やで。

高橋直子議員 事業は同じなんでしょうか。これ。

河合議員 違うがな。

高橋直子議員 違うでしょ。何件とか答えはりましたか。

産業振興課長 あの、言ってくれはるのは経営体育成支援事業と担い手確保の支援事業の件数を聞いてくれはるんですか。

高橋直子議員 いえ、項目別々じゃないんですか、これ。

産業振興課長 はい。経営体育成支援事業というのは台風21号の被害があった農家の方への支援事業で、担い手確保については農機具の購入に関する事業でございます。

北川議長 何件あったか言ってくれ。

河合議員 わしが言うのもなんやけどな、6人申し込みあったやろ。

産業振興課長 はい。

河合議員 2人しか採択されなかったんやろ。

産業振興課長 はい。

河合議員 その4人はなぜかって聞けるわけや。

産業振興課長 今回の、さっき言ったポイントによって、2件の人は基準があって、それに採択されたということで、4件については基準以下であったので採択されなかったということ。

北川議長 その基準は何やったんやということ。

高橋直子議員 議長、よろしいですか。再々は終わりましたけれども、担い手確保経営強化支援事業は、これは何件ぐらい見込んでいるんだとか、そういうことを。

産業振興課長 これが6件の申し込みが、申請があって、2件の採択があったということですよ。

高橋直子議員 はい、わかりました。また聞かしてください。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

以上で、議第23号及び議第24号の報告を終了いたしました。

日程第15、議第25号豊郷町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する改正案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 議第25号、豊郷町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明を申し上げます。

このたびの本町職員の豊栄のさと駐車場拡張工事に係る不適切な事務処理に

対し、地方公務員法に基づく厳重な処分を科したところです。

これまで地方公務員としての規律、法令の厳守を注意してきたにもかかわらず、このような町民の信頼を損なうような事例が生じ、大変遺憾に感じているところでございます。今回、教育長には本町の教育をあずかる者として自分自身を厳しく律し、姿勢を正し、常に町民の付託に応える運営に努めていくため、給与について10分の1を1カ月間減ずる処分を科するため改正するものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋直子議員。

高橋直子議員 それでは質疑をさせていただきます。

私も昨日、てんまつ書なるものが出ていたことを知り、あるのは知ってたんですけど、全て読んだのが昨日でして、その経過を見ている中で、そもそも設計、工事請負などなどをやる時点で地盤改良しなければいけないということはわからなかったのかというのがとても素朴な疑問です。1つそれを教えてください。

そして、経緯をずっとたどっていきますと、結局、職員がよろしくない行為をしたということなんですけれども、その文書の中には、やはり風通しのいい、課長、教育長、町長という感じで相談するとか、そういうのがちょっと足りなかったのかなというような表現もありました。

今、委員会で聞いたときに、説明で聞いたときに、職員の方はちゃんとした審査会を開いて結論に至っているんですけれども、教育長については町長の判断であったということなんです。1点、これで教えていただきたいのが、教育長からの申し入れがあって、町長がそうしなさいということになったのか、町長から教育長にそうしなさいとなったのか教えてください。

そして、この10分の1というのは、今までの経験、あまり教育長がこういう処分を受けた記憶は私はないんですけれども、重さとしてはどんなものなんでしょうか。そして職員の場合は、報道に大きく、大きくいうんか、ほとんどの報道で町民の知ることになってますけれども、教育長がこういう処分を受けた場合には報道に知らせて、そういうことが知れ渡ることになるんでしょうか、教えてください。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 高橋直子議員のご質疑にお答えしたいと思います。

教育長の処分につきましては、これは教育長、町長とのそれぞれのご判断で決まったものだと考えておるところでございます。また、重さについてでございますけれども、その後、私もその内容についてお聞きしたときに、弁護士の先生にお問い合わせをさせていただいたところ、この処分、この判断が妥当ではないのか、あらゆる、いろいろなほかの事例を見ても、その判断が妥当ではないのかというお声をいただいたところでございます。

また、広報等につきましては、この議会で議決をいただきましたら、また考えていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

教 育 長 議長。

北川議長 教育長。

教 育 長 ただいまの高橋議員さんの質疑にお答えいたしたいと思えます。

まず、最初の設計段階で土壌改良が見通せてなかったのかということですが、当初の段階では見通せていませんでした。進めていく中で明らかになった事実であります。

もう1つは風通しのよいということで、確かに報告・連絡・相談が十分にできていなかったという反省のもとに、それ以降、週1回連絡をとるように、課内でも連絡をとるようにしております。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋直子議員。

高橋直子議員 それでは再質疑をさせていただきます。先ほど、それぞれ、町長と教育長で相談なさった結果だろうということなんですけれども、やはり町民としては、町長は、これについてはどう思っているんだろうなというのを知りたいと思うんですよ。だから町長が教育長に命令、命令というか「どうだ」とおっしゃったのか、教育長から、私の不徳の致すところということでおっしゃったのか、それはどちらかというのを聞かしてください。

そして、報道については同じような扱いをするのかどうか、また、地盤改良が必要だろうということは、当初、初めからわからなかったんだということなんですけれども、田んぼからそういうかさ上げをして、田んぼはじゅるいというのは相場的にありますし、この設計業者が設計する時点、また工事請負業者がそれを、入札の仕様書などで確認するときに、これは、この田んぼはということ気づくんじゃないかと思うんですけれども、現地を見たりして仕様書を

つくって、そしてその仕様書をもとに入札行為をなさるんですから、これがほんとうにわかりませんので、見通しがなかっただけで済んでいいのかなと思います。よろしくをお願いします。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 それでは高橋議員の再質疑にお答えいたします。

それぞれ、委員会の中でも、教育長の方、自ら、自分を厳しく律しますということによって皆さん方にお答えしていたとおりでございますし、特にこの6月議会を迎えるに当たり教育長の方から申し入れがありました。そして相当、自分も責任を持つということで、相当な重い処分を考えておられましたが、しっかりそこらは弁護士に聞いて、適正な内容にしてもらいたいということで、総務課長の方から弁護士に一応、こうこうこういうて、弁護士さんの方は職員の処分については、ずっと懲戒審査会の長を張っていただいておりますので、状況はわかっていますので、その状況の中で10%、1カ月という結論を得たのであります。

それと、要するに秋、取り入れてから即かかれば、締め固めでいける可能性もあったと思うんですが、工事が遅れたということもありまして、ただ、かかってからでも、もし土壌改良があれば、しっかりまた、追加工事というものが有りますから、その追加工事の連絡がないままに勝手にいっていたというのが実情でありますので、そこらは十分ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

総務課長 議長。

北川議長 総務課長。

総務課長 高橋直子議員の再質疑にお答えしたいと思います。

広報につきましてでございますが、職員同様記者発表をしていく予定はしておりますけど、条例改正の議決をいただきましたら、また広報については記者発表する、職員同様の記者発表をする予定をしておるところでございます。

以上です。

社会教育課長 議長。

北川議長 岡村社会教育課長。

社会教育課長 高橋議員の再質疑にお答えします。当初につきましては、工事後数年間において、締め固めて駐車場にするという予定でありましたが、工事を進めていく上で軟弱な土壌やということで、改良をしなければならないというふうな判断がされたと思っております。

以上です。

北川議長 ほかに。

高橋彰議員 議長。

北川議長 高橋彰議員。

高橋彰議員 それでは、25号に対して1点だけ質疑を行いたいと思います。

全協でもいただいた資料で、当時の社会教育課長は係長に降格ならびに停職1カ月ということで新聞等に出ていると思いますし、ただいま、教育長の方が10分の1減給1カ月という形で条例案が出てまいりました。

教育委員会の構図といいますか、職員体制を見ますと、教育長の下に社会教育課長がいるわけではないと思います。当然、次長という重要なポストがあります。その人に対する処分、訓告なのか嚴重注意なのか、口頭注意なのかはわかりませんが、それが懲戒委員会等に諮られたのかどうかという点だけお答えを願いたいと思います。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 高橋彰議員の質疑にお答えをしたいと思います。先ほどおっしゃっていただきました教育次長に関しましては、教育委員会規則の中の教育委員会を掌理するという部分にもございますように、この当時の教育次長にも訓告処分を科したところでございます。

以上であります。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第25号に対する質疑を行います。

まず確認なんです、議会に対しては、この問題に対して懲戒委員会でしたか、ちょっと名前が忘れた。が、開かれているという報告は、今、継続中だという報告はあったと思うんですが、各新聞にこの結果が載せられまして、また高橋彰議員からもありましたが、これ、確認ですが、これ、当時の社会教育課長は停職1カ月と降格の分限処分ということで、まず確認していいのか。新聞にそう掲載されたんですが、議会には確か継続中だという報告はあったと思うんですが、最終報告はなかったと思いますので、その点を1点確認をしておきたい。広報にしてもちゃんと確認をしておきたいと思います。

それから、2点目の10分の1が妥当かどうかという議論は横に置いておきまして、教育長から申し入れがあって、こういう結果になったという話でした

が、確か、教育長の任命が3年前の9月議会だったと記憶しています。そのときは、教育長の制度が変わりまして、それまでは教育長が教育委員の中から互選をするという制度から、町長が任命することもできるということで、その年度から確かそうになったと思うんですが、その9月に、町長の任命により現の教育長が誕生したと。議会には同意が提案されたわけですが、そういう点でいきますと、国会ではありませんが、任命責任について町長がどう考えておられるのか見解を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

任命責任ですけれども、しっかりと任命責任、私の方の責任、負うか負わんかというのはその気持ちはありますし、ただ、教育長は大変厳しいということで、そういう、ありましたので、もしそれが法的にというのか、弁護士というのか、一般通念上受け入れられる場合だったら、私もそのような処分も考えましたが、その弁護士の話ではそこには及ばんだろうという話でしたので、私は、これは教育長の任命責任に当たらないと。これは、次長におきまして、先ほど文書訓告ということでありまして、それと分限処分も、この件というだけではありません。その後の、更生してしっかりと職務が遂行できているかということは、議員の皆さんからでも、総務課長の方に相当なご意見もいただいて、職員の規律上も、この状態ではいけないだろうということで、それは分限処分はしたものでありまして、今までの、彼の懲罰、相当、数回とあります。弁護士のというか、その懲戒審査会の委員の皆さん方も、「またか」というようなお話もございました。そうすると、やはり厳しい態度で臨まないかんだろうということで、そういう形もありましたし、職員のみみんなも彼のことを考えて、この3月末まで、いろいろな形の中で彼に話をかけましたんですけれども、今後まだ、定年まで続けるということでしたから、1つのけじめとして、行政としてつけたものでありますので、その点、ご理解だけよろしく願いいたします。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 異議なし。

北川議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第25号豊郷町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を、総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

- 議員 なし。
- 北川議長 異議なしと認めます。よって、議第25号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 日程第16、議第26号豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。
- 町長、提案理由の説明を求めます。
- 伊藤町長 議長。
- 北川議長 町長。
- 伊藤町長 議第26号豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。
- 国の職員の勤務時間、休日及び休暇の運用についての運用通知の一部改正により、勤務時間以外の時間における勤務について、規則で定めることを新たに追加するものであります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
- 高橋直子議員 議長。
- 北川議長 高橋直子議員。
- 高橋直子議員 それでは議案第26号について質疑をいたします。
- 今まで残業時間が無制限だった。それを、法が変わって、私たちの町の職員にもこれを当てはめるといふ改正だとお聞きしましたけれども、現実、仕事量がこなせなくて、ほんとうに残業をしなければ仕事が立ちいなくなる、そういう場合には規則で定めるらしいんですけども、この規則はどんな感じになりそうなのかというのと、これは、まさか町役場職員、庁舎内だけの職員のことではないと思うんです。例えば保育園、幼稚園の、私、経験がありますからわかるんですけども、子どもがいる間は目を離せません。だから実務的なことはできません。すると、持ち帰りでも必死で記録をとったりとか、そして何かをつくるとか、そういうことをやっている現場の方々、今は幼稚園、保育園の例を出しましたけれども、ほかの職場でも、ほんとうに勤務時間以外でこなせない場合は残業せざるを得ないという、そういう場合にどのような手立てを打とうとなさっているのか、教えてください。
- 総務課長 議長。
- 北川議長 北川総務課長。
- 総務課長 それでは高橋直子議員のご質疑にお答えしたいと思います。
- 今ほどおっしゃっていただきましたように、規則で定めるというふうに条例改正をさせていただくことをございまして、その規則では年間360時間とい

う限度を設けるものでございます。また、職員の所属いかんにかかわらず、全職員を対象に360時間というものを基本的には設けるものでございます。

以上でございます。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋直子議員。

高橋直子議員 それでは再質疑をします。働き方改革で労働者の健康を守るという点では、残業はできるだけせずに時間内で終わるとというのが基本だと思います。それで、幼稚園や保育園の現場の先生方にどんな勤務状況かとか、持ち帰りなどやっていないかとかを聞く手立てを打つというのは考えるか、考えないか、よろしく願いします。

教育長 議長。

北川議長 堤教育長。

教育長 高橋直子議員の再質疑にお答えいたします。

幼稚園、保育園での勤務状況の把握ですが、現に小学校、中学校では勤務時間の把握を毎月提出していただいています。保育園、幼稚園につきましても園長を通じて、今後提出を求めていくようにしたいと考えております。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第26号に対する質疑を行います。

1つは基本的な問題ですが、今回はこの超過勤務に関するのを規則で定めることができるというふうになったということですが、日本の法律順位でいいますと、1位が憲法、法律、条例、次が規則、こういう順番になります。条例までは議会の可決が要るのですが、規則は町長が定めることができますから、議会の同意が要りませんから、ある意味、非常に、当該市町によっては、この規則の中身がこれから変わってくるという可能性が、恣意的に運用すればできるというふうに考えてしまうのですが、それが働く職員の皆さんにとってどのようなのかという基本的な疑問があるのですが、わかる範囲で結構なのですが、今回、勤務時間等を条例から外して規則で定めるということになった背景とか理由が、ご承知の範囲で教えていただければと。これは基本的な問題としてそういう矛盾を感じて、日本国内の法順位からいって、むしろ格上げすべきじゃないかと思うんですが、今回、格下げになるのが基本的な疑問を感じます。

2点目は、具体的な問題でいいますと、今、例えば超過勤務は、今のこの条

例で職員が申請をして、担当の管理職が許可の判子を押すというのが条例で定めておられます。これを規則に変えるということになるんですが、そうすると、現行の条例と新しくつくる規則とのかかわりですよね、文言の整理ですね、この辺は具体的にどのように考えておられるのか、現時点で結構ですので説明をお願いできればと思います。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 鈴木議員のご質疑にお答えしたいと思います。まず、現在までの条例では「任命権者が勤務時間以外に勤務をせざるを得ないときには時間外勤務を命ずることができる」という文言だけでございましたので、上限がございませんでした。その中で、民間ではいわゆる360時間という規定等がございまして、今回、国の運用通知によりまして、公務員にも360時間というものを限度として設けるものだということを規則に定めよという運用通知で、国の中で統一して通達があったものでございますので、今までは任命権者が勤務時間以外の時間においての勤務を命ずることができるというところを、さらに詳しく規則で定めなさいよという運用通知が来たために設けさせていただいたというところでございますので、基本的には全市町村が全国的に、今回制定をしておるものだというふうに理解をしておるところでございます。

以上でございます。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第26号豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

北川議長 異議なしと認めます。よって、議第26号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

暫時休憩します。10時40分から再開したいと思います。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時39分 再開)

北川議長 それでは再開します。

日程第17、議第27号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題

といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 議第27号、豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

令和元年10月からの消費税10%への引き上げにあわせて、現在、第1段階にのみ行われている介護保険料の軽減枠の拡大を目的に、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が交付されました。これを受け、本町における介護保険料の軽減強化を行うため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、改元に伴います元号の改正、第1段階の保険料率を0.45から0.375への引き下げ、第2段階の保険料率を0.7から0.575への引き下げ、第3段階の保険料率を0.75から0.725への引き下げとなっております。なお、今回の引き下げに伴います年間の保険料額は第1段階で5,880円、第2段階で9,768円、第3段階で1,944円の減額となります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、議第27号について質疑をさせていただきます。

今、町長の方より説明がありました。一応、消費税10%を引き上げるという前提で、低所得者とか、第1段階、第2段階、第3段階が低所得者層に配慮したものと受け取りました。あと、うちの介護保険の関係については、第1段階から細分化されて12段階になっていると思うんですけども、それ以外の方に対しては低所得者でないという考え方のもとで、軽減措置がなかったのか。

もう1点、今年度、これは介護保険が再来年か、また改定された場合は、この今の議第27号については適用されるのか、その点についてどのようになるのかお答えを願います。

医療保険課長 議長。

北川議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは西澤議員のご質疑にお答えいたします。

今回の引き下げにつきましては、第1段階から第3段階までの引き下げとなっておりますので、第4から第12までの引き下げについては今回実施の方はいたしません。こちらにつきましては低所得者という範疇の中で、国の方で第1

から第3段階の段階が判定されたので、それを受けて本町の方も改正させていただくものでございます。

また、消費税の増税にならなかった場合の話につきましては、あくまでも仮定の話にはなるんですけれども、国の動向を踏まえて今後検討していきたいとは考えてはおりますが、基本的に年金生活者の支援を行うという名目で現在下げておりますので、これを今後やめます、引き上げますというのはなかなか難しいのかなというのは現時点では思っておりますが、国の動向を踏まえて、今後また、もし消費税が上がらなかった場合は検討していきたいと考えております。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋直子議員。

高橋直子議員 それでは質疑をさせていただきます。

この事業については消費税10%を見込んでの計上となっております。そのことはほんとうに、低所得者対策と言いながら、かえって消費税でね、増税になって大変な生活を強いられる低所得者にとって、こうやって数値で、少しは下がるのかなという喜びを味わわせながら、でも、結局消費税について厳しい生活が待っているという、そのことも含めまして、そのことを前提にして質問します。先ほど、第1から第3までの該当者、おっしゃいましたけれども、何人ぐらいが、どのぐらいの、一人当たりどのぐらい、総額でこうなるとかいうのを詳しく説明してください。

医療保険課長 議長。

北川議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは高橋直子議員のご質疑にお答えさせていただきます。

1人当たりの保険料率の軽減につきましては、先ほどの町長の提案説明の方にもありましたとおり、第1段階につきましては年額で5,880円、第2段階につきましては年額で9,768円、第3段階につきましては年額で1,944円となっております。人数につきましては、現在、今後条例可決後に本算定の方を行うのですが、予算ベースで第1段階につきましては357名、第2段階につきましては179名、第3段階は142名を予算ベースで見込んでおります。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 1点だけ確認ですが、10月からの消費税増税に合わせて改正ということでしたが、消費税、この財源は消費税の増税分をこの財源に充てるということではないのでしょうか、その点だけ確認だけです。

医療保険課長 議長。

北川議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

消費税の引き上げの分の増税分が財源になるのかということですが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律というのがありまして、平成26年度に改正されているんですけども、その段階で介護保険法が改正されまして、消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減強化の方を実施するとなっておりますので、今回の減額分につきましては消費税の増税分が国の財源となるとは考えております。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第27号の討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木議員 議長、反対討論。

北川議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。鈴木議員。

鈴木議員 議第27号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

提案説明では、第1階層から第3階層の低所得者層の負担が軽減されるという説明でありましたが、問題はその財源にあると思います。財源はこの10月に予定されている消費税10%増税分が充てられるという説明でありましたが、消費税は、これまで繰り返し主張してきたように、富裕層、お金持ちも、貧困層、生活困窮者にも同じ税率がかかるという極めて不公正な税制であること。また、10%への消費税増税は、予定はされていますが、まだ決まってはおりません。最近では、内閣府や政府の中からも消費税増税に対する懸念の声が出されるとともに、この時期に増税するべきではないという多くの国民の声、また、経済学者や専門家の声も日に日に大きくなっています。よって、国民に更

なる負担を強いる消費税10%増税を前提とする、ごまかし、小手先の条例改正には反対といたします。

北川議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員 議長。

北川議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、議第27号について、豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案に対する賛成討論を行います。

今回の条例改正は、本年10月の消費税10%引き上げにあわせて、いわゆる低所得者への保険料の軽減強化が規定されております。これまで1段階までの軽減であったものが第3段階まで拡大されており、第1段階では年額5,880円、第2段階では9,768円、第3段階では1,944円の減額となっております。低所得者層に配慮したものであることから、原案に対して賛成といたします。加えて、8%の消費税に対しましては、国が6.3%で地方消費税が1.7%、各自治体の中に消費税の還元があったと思われま

す。以上について、賛成といたします。

北川議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって討論を終結します。

これより議第27号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

北川議長 起立多数であります。よって、議第27号は原案どおり可決されました。

日程第18、議第28号令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)から、日程第22、議第32号令和元年豊郷町水道事業会計補正予算(第1号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第28号から議第32号までの補正予算について説明をいたします。

まず、議第28号令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)につきまして説明を申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,029万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を45億5,951

万3,000円とするものでございます。

歳入では、地方贈与税33万円、国庫支出金1,817万4,000円、県支出金1,865万4,000円、繰入金927万9,000円、諸収入250万円、環境性能割交付金136万円を追加するものでございます。

次に歳出では、議会費1万6,000円、総務費2,418万円、民生費2,498万9,000円、衛生費34万8,000円、土木費438万6,000円を追加し、農林水産業費60万3,000円、教育費301万9,000円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金について、プレミアム付き商品券事業費等に係る補助金として1,534万6,000円、款14県支出金、項3県委託金、目1総務費県委託金については、参議院議員通常選挙、市町村交付金848万9,000円であります。款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に伴います歳入不足額927万9,000円を財政調整基金から繰り入れにより一般財源に充てるものであります。

歳出では款1議会費から款10教育費までの各目におけます節2給料、節3職員手当等、節4共済費について、職員の異動等からの人事交流分の調整を行いまして計上したものであります。また、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費では庁舎改築にかかります設計委託料として506万円、目6企画費では商品券販売換金業務にかかる委託費等として1,534万8,000円、項4選挙費、目58参議院議員通常選挙費として848万9,000円、款3、民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費ではシステム開発委託料で681万5,000円、款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費、節11需用費170万円につきましては防犯カメラ修繕等を計上したものであります。

次に、議第29号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億1,822万8,000円とするものでございます。歳入では繰入金24万5,000円を減額するものであります。次に、歳出では総務費24万5,000円を減額するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入歳出とも職員の異動、人事異動等に伴います人事交流分の調整を行い、給料、職員手当等、共済費について補正予算計上したものであります。

次に、議第30号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億2,715万8,000円とするものであります。歳入の内訳では、一般会計繰入金17万9,000円を増額するものであり、歳出の内訳では、総務管理費189万1,000円を減額し、公共下水道事業費207万円を増額するものであります。主な内容は人事異動に伴う人件費の財源調整を行うものであります。

次に、議第31号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ208万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億1,463万2,000円とするものでございます。歳入では国庫支出金91万3,000円、繰入金524万8,000円を追加し、保険料を407万6,000円減額するものであります。

次に、歳出では総務費226万6,000円を追加し、地域支援事業費18万1,000円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款1保険料、項1介護保険料407万6,000円の減額につきましては、消費税10%への引き上げにあわせた介護保険料の軽減強化に伴う減額でございます。また、5ページ、款3国庫支出金、項2国庫補助金91万3,000円を増額につきましては、保険料軽減強化に伴うシステム改修、特定個人情報データ標準レイアウト改版に伴うシステム改修及び介護報酬改定等に伴うシステム改修の追加によるものであります。また、款7繰入金、項1一般会計繰入金524万8,000円を増額につきましては、職員の給料、職員手当等、共済費分、各システム改修に伴う一般会計負担分、及び介護保険料の軽減強化に伴う一般会計負担分を増額によるものであります。

次に歳出では6ページ、款1総務費、項1総務管理費226万4,000円を増額につきましては、人事異動に伴う職員の給料、職員手当等、共済費の増額及びシステム改修の追加によるものであります。6ページから8ページにかかまして、款2、保険給付費につきましては介護保険料軽減強化に伴う財源更正によるものであります。また8ページ、款3地域支援事業費、項1包括的支援事業費18万1,000円の減額につきましては、職員の通勤経路の変更によるものであります。

議第32号、令和元年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第2条記載の収益的支出の予定額は、既定の支出額266万4,000円を増額し、水道事業費用支出総額を2億4,630万8,000円とし、取得した償却資産の減価償却及び棚卸資産の除却を行うものであります。

以上、議第28号から議第32号まで一括して説明を申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。
高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋直子議員。

高橋直子議員 それではまず、第28号について質疑をいたします。

ページ7、8で質疑します。国庫補助金におきましてプレミアム付き商品券事務費補助金534万6,000円、プレミアム付き商品券事業補助金1,000万円、そしてその下の特定感染症検査等事業補助金、これにつきましては事前に担当課に問い合わせしましたら、風しんを受けていても免疫がちゃんとできてない世代があるそうで、その方々への補助金だということでした。これについては何名ほどが該当になるのか、他市町村にいる人にも、これは通用するのかなど、どのように周知するのかを教えてください。

8ページです。児童福祉費で子ども・子育て支援臨時交付金412万1,000円、この説明をお願いします。その上に、ごめんなさい、民生費の中の低所得者保険料軽減負担金の説明をお願いします。

教育費におきまして、学ぶ力向上支援事業補助金500万円、救急医療対策事業補助金2万5,000円の説明をお願いします。

次のページの、9ページですね、一般コミュニティ助成事業250万円がどこなのか、そして環境性能割交付金136万円、これの説明をお願いします。

10ページです。財産管理費の委託料で506万円、設計委託料とありますけれども、これの具体的な内容、そして設計業者にきつと頼むんですよね、いよいよ設計をしようということなんですけれども、この業者には、今、町が持っている設計業の依頼をしている、受けますよという業者数と、何社ぐらいにこれを、声をかけようと思っているのかをお願いします。

企画費です。システム開発委託料、そして商品券販売、換金業務委託料、これはプレミアムの関係かなと思うんですけれども、具体的に詳しくお願いします。

地域づくり推進事業費の中の一般コミュニティ助成事業。これは先ほどのあれと一緒に、同じでしたらあれです。同じ250万円ですね、これの説明を。別々でしたら別々でお願いします。

12ページです。選挙費です。選挙公報配布御礼4万円とありますけども、これは各自治会に配ってくださってありがたいという代金かなと思うんですけども、未加入者にはどんな方法で配っておられるのか、その未加入者は何軒ぐらい今、自治会への未加入者が何人ぐらいいらっしゃるのか教えてください。そしてこれは配った方に直接支払われるのかどうか、お願いします。委託料にいきます。ポスター掲示場設置委託料170万円です。これは業者数をお願いします。

14ページです。児童福祉総務費、システム開発委託料412万1,000円、保育士等人材紹介料緊急支援事業補助金、これは町独自とお聞きしていますけれども、参考にした自治体があるのか、この100万円の根拠をお願いします。

続きまして16ページです。道路橋梁費、測量設計委託料16万円、これも何社ぐらいに声をかけようとしているのか。

続きまして18ページです。教育振興費で臨時講師が減額となっています。説明をお願いします。

そして日栄小学校管理費におきまして、需用費、修繕料56万2,000円、また、中学校費では41万円の修繕料が出ています。説明してください。

続きまして第29号です。5ページ、職員給与費等繰入金、これの具体的な背景をお願いします。減額。そして7ページです。人事交流、この事業についての説明を。

伊藤町長

異動やで。

高橋直子議員

異動における減額ということですか、今、お答えありがとうございます。はい。

続きまして30号です。4ページ、総務費の189万1,000円、そしてこれも次のページで人件費分となっていますけれども、どのような形で支払われるのか、お願いします。

6ページです。これは一般管理費の賃金で、臨時職員賃金とありますけれども、どのような職種を考えておられるのか、お願いします。

続きまして31号です。4ページの保険給付費減額407万6,000円、これが何人分なのかをお願いします。減額。そして当初見込みと比べてどのような感じなのかを教えてください。

5ページです。全て減額。

介護保険事業補助金につきまして、91万3,000円、これを説明してください。同じページで低所得者の保険料軽減に要する費用、また、6ページの委託料、システム開発委託料、これを説明してください。そして6ページの減額、

これは何人ぐらいに該当するのか、この項目全てをお願いします。

32号におきまして、2ページです。機械及び装置減価償却費、工具器具及び備品減価償却費、そして仕切弁鉄蓋・仕切弁BOXなどの説明をお願いします。

以上です。

企画振興課長 議長。

北川議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは高橋直子議員のご質疑にお答えをします。

まず、一般会計の歳入7ページ、国庫支出金で総務費国庫支出金のプレミアム商品券関連ですけれども、上の事務費補助金というのはプレミアム商品券に関連する事務費でございます。その下の事業費補助金というのは、プレミアム分が補助金として来る分でございます。

次に、9ページの諸収入の雑入の一般コミュニティ助成事業ですけれども、これは三ツ池区で太鼓を更新されるということで採択をされましたので、今回計上しております。

次に10ページ、歳出ですけれども、歳出の企画費の13委託料の商品券販売換金業務委託料につきましては、商工会さんをお願いをいたしまして、商品券の販売と換金をしていただく手数料と、それから先ほど、歳入の方でもご説明しましたプレミアム分もあわせてお支払いしないと換金をできないものですから、その分1,000万円もプレミアム分ということで計上しております。

以上です。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 まず、私の方からは9ページでございます。環境性能割交付金につきましてご説明をさせていただきます。環境性能割交付金と申しますのは、自動車取得税の負担感を緩和するために、この10月から来年9月までの取得した自家用車に環境性能割ということで、税率を1%下げられます。その分で、地方税の減収する分を国から交付されるという部分でございます。その交付金でございます。

また、設計委託料の関係でございます。10ページでございます。この委託料506万円の関係につきましては、設計業者は1社でございます。

また、参議院の選挙の関係でございますが、12ページの参議院の関係でございます。配布にかかりますお礼は、これは各区長様1世帯20円の配布枚数ということでしておりますし、区に入っておられないところにつきましては、

現在把握をしておりませんので、それと個人にその分を払うというわけではございませんので、ご理解のほどお願いしたいということでございます。また、ポスターの委託につきましては、町内業者は現在4社ございますので、そこでの入札ということになると考えております。

以上でございます。

教育次長 議長。

北川議長 馬場教育次長。

教育次長 それでは、私の方からは高橋直子議員の8ページ、款14県支出金、項2県補助金の子ども・子育て支援臨時交付金とはということで、こちらにつきましては幼児教育無償化対応にかかるシステム開発の委託補助でございまして、同額で14ページの13委託料で、歳出の部で上げさせていただいております。

その下の502万5,000円につきましては、まず、そのうちの500万につきましては充て指導主事の人件費でございます。あと2万5,000円につきましては、小学校がフローティングスクールに参加されるときに、当該学校には養護教諭の先生がおられませんので、その分の派遣費ということでございます。

14ページの目1、児童福祉総務費の節19負担金及び交付金の100万円の情報はどこからかということですが、これは民間保育所からの情報でございます。

18ページの目3、教育振興費の報酬費の減額につきましては、当初7名の臨時講師の報酬費を見ていただいていたのですが、1日フルで働いていただけるとい方が見つかりませんでした。しかし、1日5時間の方、1日2時間の方という方が見つかりましたので、それを賃金で計上させていただいたものです。

次に、18ページ下の需用費の56万2,000円につきましては、こちらは日栄のさとの方で漏電が発生しましたので、その修繕に伴うものでございます。その下の中学校の修繕料につきましては受水槽の弁を取りかえるための修繕費でございます。

以上です。

医療保険課長 議長。

北川議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは高橋直子議員のご質疑にお答えいたします。

まず、議第28号補正予算（第2号）の方の7ページ、特定感染症の補助金につきましては、周知の方につきましては、受診券の送付の方をさせていただ

きたいと思っております。人数につきましては、対象者が約840名で、今年度の通知対象が約410名、転入転出の増減がありますので、今現在はその分で見込んでおるところです。

続いて8ページ、低所得者保険料軽減負担金につきましては、こちらの方には県の4分の1、今回、先ほど可決いただきました条例の軽減に対する県の負担分の4分の1となっております。

続きまして、議第29号、国民健康保険の特別会計補正予算の5ページ、職員の繰り入れの内容につきましては、6ページの歳出の方でありますとおおり、給与の減額、職員手当の増額、共済費の減額に合わせて一般会計からの繰り入れを減らしたものとなります。こちらにつきましては人事異動で給料、給与表の違う方の異動がありましたので、その分の増減となっております。

続きまして、議第31号介護保険事業特別会計補正予算の4ページの減額につきましては、先ほど条例改正の方を通していただきました減額について、介護保険料の方の減額をさせていただきますので、その分、一般会計から補填させていただく407万6,000円の財源更正の組み換えとなっております。まず、5ページの減額の人数につきましては先ほども申し上げましたとおおり、第1段階につきましては357名、第2段階につきましては179名、第3段階につきましては142名の計678人の軽減人数となっております。

続きまして、項3国庫支出金、国庫補助金の介護保険事業費補助金につきましては、後ほど説明させていただきますが、システム改修の国庫補助の負担分となっております。今回の保険料軽減対策強化の分で10分の10の34万2,000円、特定個人情報データ標準レイアウト改版対応業務として、これの60万円の3分の2の補助率の40万円、今年度10月に予定されております介護報酬の改定に伴う改修対応の34万2,000円の2分の1として17万1,000円の合計91万3,000円となっております。システム開発委託料につきましては先ほど説明させていただきましたとおおり、低所得者から介護報酬と改定の部分のシステム改修となっております。

7ページ以降の財源更正の組み換えにつきましては、介護保険料の減額の方をさせていただいておりますので、その分減額したものを一般会計からの繰り入れで補填をしますので、その他の減額と一般財源の増がイコールとなっておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

地域整備課長

議長。

北川議長

山田地域整備課長。

地域整備課長 高橋直子議員の質疑にお答えいたします。
補正予算の16ページ、測量設計委託料、何社に声をかけるかということなんですが、今のところ3社を予定しております。

上下水道課長 議長。

北川議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは高橋直子議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、議第30号の下水道事業特別会計補正予算（第1号）の方からご説明をいたします。ご質問いただいております4ページの補正額がマイナス189万1,000円の内容ということですが、6ページをごらんいただきますと、歳出のところで、これにつきましては人事異動によります人件費の減少に伴うものでございます。それと、臨時職員さんの支払い方法というふうにお聞きをしたんですが、これにつきましては月約二十日間来ていただきまして、月額で約14万円という額で支払いの予定をしております。

次に、議第32号の豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

2ページの支出のところでございますけれども、これにつきましてはご承知いただいておりますとおり、平成29年4月1日から旧簡易水道事業から今現在の水道事業に移行しております。この際に会計方式が変わりまして、単式簿記から複式簿記に変わっているといたことから、一般会計と経理方法は異なりますけれども、有形固定資産の減価償却費の機械及び装置、減価償却費につきましては、主な内容としては浄水場の機器更新をしたものというところでございます。そしてもう1点の工具・器具及び備品の減価償却費でございますけれども、これにつきましては、同じく浄水場の関係なんですけれども、データ解析用のクライアントPCなどになっております。

それともう1点、棚卸資産減耗費でございますけれども、これにつきましては貯蔵資産の減少ということで、いわゆる材料を使ったということでございます。そのため仕切弁のふたと仕切弁BOXを使用によりまして、試算の減少と捉えるもので費用計上したものでございます。

以上でございます。

北川議長 ほかに質疑はございませんか。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第28号、1点だけ質疑をさせていただきます。

10ページの財産管理、先ほど提案説明で、この設計委託料は庁舎の設計委

託料だというご説明がありました。それで、506万円というきっちりとした数字が提案をされていますので、積算根拠だけ説明をお願いできればと思います。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 それでは鈴木議員のご質疑にお答えしたいと思います。

積算の根拠でございますけれども、今日の町長の挨拶にもございましたように、早急に庁舎の改修に向けまして、最終の内容については以前にもご説明させていただきましたように、職員の障がい者対応と、また、それぞれ議会・議場の関係等もございまして、最終の設計内容の変更、また、今現在の設計書の中から、今の、現状の設計に変更する部分について、当初、今までの枠の中、今までの発生した金額の中でしてほしいというものを申し上げたのですが、業者との交渉の中で、今現在の最終の設計書を上げるまでの後の経費として、マックスでこれだけ要するというような形、これ以上は支払わないというような協議の中での設計の金額でございますので、議決をいただいた暁には、また詳細なる金額なりで契約をする予定をしておるところでございます。

以上でございます。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第28号令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）を予算決算常任委員会に。議第29号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び議第31号令和元年度豊郷介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を文教民生常任委員会に、議第30号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議第32号令和元年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）を総務産業建設常任委員会に付託をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

北川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第28号を予算決算常任委員会に、議第29号及び議第31号を文教民生常任委員会に、議第30号及び議第32号を総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。なお、予算決算常任委員会委員長が現在不在でありま

すので、暫時休憩の間に予算決算常任委員会を開催され、委員長の選任をお願いいたします。委員の方は議員控室へお集まりください。そのほかの方は自席でお待ちください。

再開は11時40分とします。

(午前11時30分 休憩)

(午前11時39分 再開)

北川議長 それでは再開いたします。

予算決算常任委員会委員長が互選されました。

お諮りいたします。

諸般の報告、予算決算常任委員会委員長の互選の結果報告を日程に追加し、日程第23とし、議題とすることにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

北川議長 異議なしと認め、よって諸般の報告、予算決算常任委員会委員長の互選の結果報告を日程に追加し、日程第23とし、議第とすることに決定いたしました。

ただいまより、事務局より日程を配付させます。

事務局長 (日程配付)

北川議長 配付漏れはありませんか。

議 員 なし。

北川議長 日程第23、諸般の報告。予算決算常任委員会委員長の互選の結果報告を議題といたします。予算決算常任委員会委員長互選の結果、高橋彰君であります、よろしくお願ひいたします。

ただいま、議会広報常任委員会委員が欠員となっております。よって、議会広報常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、日程第24とし、日程第24とし、議題といたしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

議 員 異議なし。

北川議長 異議なしと認め、よって議会広報常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、日程第24とし、議題とすることに決定いたしました。

ただいまより、事務局より日程を配付させます。

事務局長 (日程配付)

北川議長 お諮りいたします。

日程第24、議会広報常任委員会委員の選任の件を議題といたします。議会広報常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付されました名簿のとおり指名したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

北川議長 異議なしと認めます。したがって、議会広報常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま、議会運営委員会委員が欠員となっております。よって、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、日程第25として議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

北川議長 異議なしと認め、よって、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、日程第25として議題とすることに決定いたしました。

ただいまより、事務局に日程を配付させます。

事務局長 (日程配付)

北川議長 お諮りいたします。

日程第25、議会運営委員会委員の選任の件を議題といたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付されました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

北川議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はお手元に配付されました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

今期定例会において、本日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

日程第26、請願第2号「消費税増税は中止」の意見書提出を求める請願書を議題といたします。

紹介議員である高橋直子議員の説明を求めます。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋直子議員。

高橋直子議員 それでは、「消費税増税は中止」の意見書提出を求める請願書につきまして、本請願書を読む形で説明したいと思います。

請願趣旨、2019年10月の消費税10%実施の中止を求めることについての意見書採択を求めます。

請願理由、2014年4月、消費税が8%に増税されて以降、個人消費を含むあらゆる経済指標が落ち込んでいます。1月から3月のGDPがプラスとの報道もされていますが、輸入減がその要因になっています。

消費税は中小業者にとって、能力以上の税負担を強いられています。実際に、

売り上げ規模が小さな小規模事業者ほど消費税を転嫁できず、64%が転嫁できていないという結果が出ています。(2011年、日本商工会議所等の実態調査)。滞納に陥っている課税事業者は18%、5人強に1人であり、負担能力を大きく超えた税制と言わざるを得ません。

安倍首相の側近である萩生田光一・自民党幹事長代行は、「10月の消費税増税について、延期もあり得る」との考えを示しました。消費税10%は、今からでも中止できる制度であり、消費者である町民の中にも、「消費税が上がっても、これ以上節約するところがない、困る」の声があふれています。地方自治体におかれましても、増税に伴い町民の皆さんがこうむる影響は大きいと憂慮されています。また、彦根市では、「消費税増税になれば費用が大きくなるから」と、4月からの公共施設の利用料などを値上げしています。

世界経済は今、米中の貿易戦争の激化により減速しています。日本では内閣府の3月の景気動向指数の景況判断は、景気後退の可能性の高いことを示す「悪化」に下方修正されました。こんな中、消費税を10%に上げることにに関して、海外メディアからは、首を絞める行為と忠告されています。

今、10%に増税すれば、回復できない重い不況に陥り、中小業者や労働者や高齢者を生活不安に追い込むこととなります。景気の先が見えないこの状況下、10月の10%増税中止の意見書を、国に提出していただきますようお願いいたします。

2019年5月20日付、請願団体、彦根民主商工会、代表者、会長、大久保信夫、住所、彦根市小泉町673の3、豊郷町議会議長、北川和利殿。

町民の中に、私たち入り込んで、いろいろお声聞いてますけれども、ほんとうに皆さん深刻に、このままいったらほんまに生活できひん、こういうお声をたくさん聞いています。アンケートをとっても7割の方が反対、止めてくれということをおっしゃっていますので、議員諸氏のご賛同をぜひよろしくお願いいたします。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第92条の規定により、総務産業建設常任委員会に付託することにいたしました。ご審議のほど、よろしくようお願いいたします。

日程第27、発議第2号議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第2号議員派遣については、議員が議会を代表し、一部や全員で研修や会議に参加する場合には議会の議決が必要ですので、提案するものであります。お手元に配付の議員派遣の件とおりに実施したいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

北川議長 異議なしと認めます。したがって、発議第2号議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおりに派遣することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、お手元に配付の日程表のとおり審議されるよう、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時53分 散会)